

大分県報

令和七年
号外（三）
三月二十四日

（月曜日）

目次

条例

大分県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正……………一

規則

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正……………一

大分県屋外広告物条例施行規則の一部改正……………二

大分県県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正……………二

公安委員会規則

大分県公安委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正……………二

県議会議長告示

大分県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正……………三

警察本部告示

大分県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部改正……………三

警察本部訓令

大分県警察が保有する個人情報の開示等に関する事務取扱規程の一部改正……………三

○条例

大分県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第二号

大分県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

大分県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和四年大分県条例第四十号）の一

令和七年三月二十四日

部を次のように改正する。

第二条第四項中「以下第四章」を「第四章」に改め、同条第十項中「以下」を「第十三条第五項において」に、「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第十三条第五項中「及び第三十条」を削り、同項の表の第三十八条第一項第一号の項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第十八条第一項各号列記以外の部分中「以下」を「第三項において」に改め、同条第二項第一号イ中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第十九条第一項中「議会の保有する」を削り、同条第二項中「この章において」及び「この章及び第四十八条において」を削る。

第三十一条第二項中「この章及び第四十八条において」を削る。

第三十二条第三項中「この章において」を削る。

第三十八条第一項中「この章において」を削り、同条第二項中「この章及び第四十八条において」を削る。

第三十九条第三項中「この章において」を削る。

第四十八条中「特定」の下に「に資する情報の提供」を加える。

附則

この条例中第二条第十項の改正規定（「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める部分に限る。）及び第十三条第五項の表の改正規定は令和七年四月一日から、その他の規定は公布の日から施行する。

○規則

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月二十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第一号

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（令和五年大分県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二号様式、第十四号様式及び第二十二号様式中「☐健康保険被保険者証 ☐個人番号カード」を「☐健康保険被保険者証 ☐マイナンバー」に改める。

大分県報号外（条例・規則）

附 則 (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (改正前の知事が保有する個人情報保護等に関する規則に定める様式による用紙に関する経過措置) 2 改正前の知事が保有する個人情報の保護等に関する規則第二号様式、第十四号様式及び第二十二号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。 ~~~~~ 大分県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和七年三月二十四日 大分県知事 佐 藤 樹 一 郎 大分県規則第二号 大分県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 大分県屋外広告物条例施行規則（昭和三十九年大分県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。 第九条の二第四項中「第十一条第三項各号」を「次」に改め、同項に次の各号を加える。 一 第十一条第三項各号に掲げる者 二 前号に掲げる者のほか、条例第十三条の二第二項に規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者と同等以上の知識を有するものとして知事が定める者 第六号様式の二中「□建築士法第2条第2項及び第3項に規定する一級建築士及び二級建築士」を「□建築士法第2条第2項及び第3項に規定する一級建築士及び二級建築士（ □その他（ ））」に改める。 附 則 この規則は、令和七年四月一日から施行する。 ~~~~~ 大分県県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和七年三月二十四日 大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	大分県規則第三号 大分県県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 大分県県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成九年大分県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。 第四十四号様式の添付書類3中「写し」の次に「（道路交通法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者にとっては、当該者の運転免許証の写し又は当該者が免許を受けていることを証するに足る書面（電磁的記録で作成されているものの写しを含む。））」を加え、同様式の添付書類4中「一に」を「いずれかに」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 ○公安委員会規則 大分県公安委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年3月24日 大分県公安委員会委員長 平 川 加 奈 江 大分県公安委員会規則第3号 大分県公安委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則 大分県公安委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則（令和5年大分県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。 第2号様式、第14号様式及び第22号様式中「□健康保険被保険者証 □個人番号カード」を「□個人番号カード」に改める。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。 3 旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正をして使用することができる。
---	---

○県議会議長告示	
大分県議会議長告示第一号 大分県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和五年大分県議会議長告示第一号）の一部を次のように改正する。 令和七年三月二十四日 大分県議会議長 嶋 幸 一 第三条第五号中「第十九条の四第一項第五号」を「第十九条の四第一項第四号」に改め、同条第六号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第七号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第八号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第十号中「番号」の下に「又は同法第九十五条の二第二項第一号の免許情報記録の番号」を加え、同条第十一号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第十四号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。 第五条第二項中「次に定める」を「次に掲げる」に改める。 第八条第八項中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。 第十条第一項第一号中「、健康保険の被保険者証」を削る。 第十一条の見出し中「開示決定等」を「開示決定」に改める。 第十二号様式、第十二号様式及び第十八号様式中「☐健康保険被保険者証 ☐個人番号カード」を「☐個人番号カード」に改め、「次の書類を」の次に「提示し、又は」を加える。 附 則 （施行期日） 1 この告示中第三条第五号の改正規定は出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）の施行の日から、その他の規定は公示の日から施行する。（経過措置） 2 この告示の公示の日において現にこの告示による改正前の大分県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（以下「旧告示」という。）の規定に基づいて提出されている書類は、この告示による改正後の大分県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。 令和七年三月二十四日	
3 旧告示第二号様式、第十二号様式及び第十八号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。	
○警察本部告示 大分県警察本部告示第13号 大分県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規程（令和5年大分県警察本部告示第19号）の一部を次のように改正する。 令和7年3月24日 大分県警察本部長 嶋 野 徹 第2号様式、第14号様式及び第22号様式中「☐健康保険被保険者証 ☐個人番号カード」を「☐個人番号カード」に改める。 附 則 （施行期日） 1 この告示は、公示の日から施行する。（経過措置） 2 この告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この告示による改正後の様式によるものとみなす。 3 旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正をして使用することができる。	
○警察本部訓令 大分県警察本部訓令第4号 警察本部 警察学校 警察署 大分県警察が保有する個人情報の開示等に関する事務取扱規程（令和5年大分県警察本部訓令第21号）の一部を次のように改正する。 令和7年3月24日 大分県警察本部長 嶋 野 徹 第9条第1項第1号ア中(イ)を削り、(ウ)を(イ)とし、(エ)から(ホ)までを(ウ)から(ホ)までとする。別表中「第8条」を「第9条」に改め、同表の1を次のように改める。 大分県報号外（議長告示・警察本部告示・警察本部訓令） 三	

- 1 令第22条第1項第1号に該当し、開示請求をする者が本人であることを確認するに足
るものに該当する書類
- (1) 健康保険の資格確認書及び被保険者証

(2) 住民基本台帳カード（住所記載があるもの）

(3) 特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

(4) 小型船舶操縦免許証

(5) 運転経歴証明書

(6) 猟銃・空気銃所持許可証

(7) 宅地建物取引士証

(8) 国民健康保険の資格確認書及び被保険者証

(9) 後期高齢者医療保険の資格確認書及び被保険者証

(10) 船員保険の資格確認書及び被保険者証

(11) 私立学校教職員共済制度の資格確認書及び共済組合員証

(12) 国家公務員共済組合の資格確認書及び共済組合員証

(13) 地方公務員共済組合の資格確認書及び共済組合員証

(14) 恩給証書

(15) 児童扶養手当証書

(16) 身体障害者手帳

(17) 精神障害者保健福祉手帳
- 附 則
- この訓令は、令和7年3月24日から施行する。